

相模原市監査委員公表第12号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定に基づき中央区選挙管理委員会事務局を対象に監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和2年2月27日

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 橋 本 慎 一

同 須 田 毅

同 大 崎 秀 治

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査

### 2 監査の実施日程

#### (1) 事務局による監査手続

令和元年10月4日から令和2年2月25日まで

#### (2) 監査委員による監査実施日

令和2年2月26日

### 3 監査の対象

#### (1) 対象部局

中央区選挙管理委員会事務局

#### (2) 対象年度

令和元年度。ただし、必要に応じて平成30年度以前分を対象とした。

## 第2 財務監査

### 1 監査対象事務

これまでの監査結果を踏まえ、指摘事項等があった事務事業及び科目並びに予算の執行状況を考慮し、執行済額が高額な委託料の支出に関する事務を対象とした。

### 2 主なリスク及び着眼点

監査の実施に当たり、想定されるリスクを踏まえ、相模原市監査基準(平成29年相模原市監査委員訓令第1号。以下「監査基準」という。)第23条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

監査対象事務	リスク	主な着眼点
委託料の支出に関する事務	契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク	(1) 契約相手方の選定方法は適切か。 (2) 契約書、見積書等関係書類は确实かつ的確に整備されている

	<p>支出が適正に行われないうリスク</p>	<p>か。また、これらの内容は適正か。</p> <p>(3) 履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。</p> <p>(4) 支出、精算報告は適正な時期に行われているか。</p>
--	------------------------	---

### 3 主な監査手続

監査基準第26条及び第27条の規定に基づき、次の方法を用いて調査を実施した。

#### (1) 書面調査

委託料の支出に関する事務事業が法令、規則等に基づき執行されているかについて、次の書面等を確認した。

支出負担行為書、契約書、請書、請求書、支出命令書 等

#### (2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、必要に応じて担当者等に聞き取り調査を実施した。

#### (3) ヒアリング

中央区選挙管理委員会事務局の所属長等に対してヒアリングを実施し、見解等を聴取した。

### 4 監査の結果

#### (1) 指摘事項

委託料の支出に関する事務を調査したところ、第25回参議院議員通常選挙物品搬送委託の契約において、業者選定に当たり市が発出した見積合せに係る配布資料及び契約相手方から徴した請書に相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下「条例」という。)に基づく事項を記載していない事例が見られた。

「相模原市暴力団排除条例の施行に係る契約事務の運用について」(平成23年12月27日付け契約課長通知)においては、入札及び見積合せの業者選定に当たっては指名通知書等に条例に基づく事項を追加するとともに、契約締結時には必ず条例に基づく条項を盛り込むよう、契約約款の記載例が示されているところである。

本契約において暴力団等排除に関する事項が記載されていなかったことは、市、市民及び事業者が一体となって市民生活や社会経済活動の場から暴力団を排除し、市民の安全で安心な生活を確保することを目的とした条例の趣旨に反するものである。

今後、契約事務の執行に当たっては、担当職員及び管理監督者は条例の趣旨及びその重要性を再認識し、契約関係書類の記載内容を十分に精査・確認するなど再発防止に取り組み、適正に事務を執行されたい。

- (2) 中央区選挙管理委員会事務局におけるその他の財務に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。

## 5 意見

### (1) 請書の記載事項について

委託料の支出に関する事務について確認したところ、見積合せに係る通知及び請書に条例に基づく暴力団排除に係る事項を記載していなかったことから指摘事項としたところであるが、担当職員及び管理監督者は、契約書の作成を省略できる場合の契約については条例に基づく事項を契約書類に記載する必要がないものと認識していた。

条例第7条には、工事の発注その他契約に関する事務の執行により暴力団の活動の助長及び運営に資することのないよう、必要な措置を講ずる旨が規定されている。また、相模原市契約規則(平成4年相模原市規則第9号。以下「契約規則」という。)第31条第1項には、予定価格が契約規則第26条に規定する契約の種類に応じた額(同条第1号及び第2号にあっては100万円)を超えない場合等については契約書の作成を省略できるとされているが、その場合には契約規則第31条第2項により契約書に準じて必要な事項を記載した請書を提出させなければならないことから、同項の規定に準拠して請書等にも条例に基づく暴力団排除に係る事項を記載すべきものと解される。

今後、契約事務を所管する各課においては、契約書の作成を省略できる場合の契約関係書類の取扱いについて、条例及び契約規則に基づく正しい認識の下、適正な契約事務の執行に努められたい。

### (2) 選挙事務について

市は、平成27年4月執行の第18回統一地方選挙において南区で発生し

た不適正な選挙事務処理を機に、相模原市選挙事務不適切処理再発防止委員会の答申に基づく「選挙事務に係る改善計画」を平成28年1月に策定し、選挙事務の適正化に取り組んできたところである。

しかしながら、令和元年7月には、平成31年4月に執行された統一地方選挙において中央区の開票事務で使用した投票用紙計数機の中から集計されていない投票用紙3枚が発見され、これらの投票が開票結果に反映されていなかったことが判明した。

選挙制度は民主主義の根幹をなすものであり、選挙の結果について有権者に疑念を抱かれないためにも、選挙事務を厳正かつ正確に執行することが求められている。

市選挙管理委員会事務局及び各区選挙管理委員会事務局においては、同様のミスが再発することがないように、徹底した原因の究明や検証に基づく実効性の高い予防措置を講じるとともに、選挙の透明性・公正性の確保に向け、選挙の執行・管理に当たる職員一人ひとりの意識向上に努められたい。